

下請110番について

1 通報の概要

平成24年8月9日、既に完了している平成23年度の2件の福島県発注工事において、下請代金の一部が次のとおり支払われていないとの通報があった。

- ① 工期延長に伴う追加リース代
(350万程度)
- ② リース資材における、豪雨時に流失した分及びコンクリート付着分の修理費用
(200万程度)
- ③ 追加工事があったにも関わらず変更契約がなされていない分の費用
(250万程度)

2 事実の確認

これらの通報内容に伴い、元請・下請それぞれに対面による事情聴取を8月24日に行った。

元請としては、当該下請は、今まで自前の資材で行っていたため、今回も当然自前で行うと思っていた。よって、工期延長が生じても追加費用等の問題は発生しないと判断していた。

また、資材の損失や追加工事等は判っていたが、下請から協議等話が一切なかったため、そのままにしてしまった。

下請は、長年の付き合いから後で対応してくれるものと思い、協議等一切行っていなかったというものであった。

3 指導内容

元請に対しては、建設工事下請基本契約約款に基づいて、必要経費は適正に支払うとともに、元請としての責務を十分認識し、下請保護に努めるよう指導した。

下請に対しては、今後書面による協議等を行うよう指導した。

また両者に、早急に話し合いを持つように促した。

4 対応結果

速やかに元請・下請間で話し合いが行われ、次のような結果となった。

②リース資材の補償費用と③追加工事費用については支払いがなされ、①追加リース代については、下請があらかじめ元請に伝え了解を得ていなかった内容であったため、支払いはなしということで、両者納得の上解決した。

今後とも取引を継続していくとの話もあり、両者が歩み寄った解決となった。